

各 会 員 様

一 般 社 団 法 人 山 口 県 自 動 車 整 備 振 興 会

県知事等への産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等状況報告について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、事業場から排出される産業廃棄物の処理を委託する際には、排出事業者は委託した産業廃棄物の流れを自ら把握するために、書面による委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付等することが必要となっています。

昨年度もお知らせしておりますが、廃棄物処理法において、マニフェストを交付等している事業者においては、前年度分のマニフェストを集計し、県知事（下関市は市長）宛に報告することが義務付けられています。

つきましては、紙マニフェストを利用している事業者の方は、2021年4月から2022年3月末までに交付した紙マニフェストを集計し、作成した報告書を2022年6月30日までに管轄の健康福祉センター（下関は下関市廃棄物対策課）へ提出して下さいますようお願いいたします。

なお、電子マニフェストを利用している場合には、電子マニフェスト利用分は情報処理センターから都道府県知事等へ報告されるため報告対象となりません。 敬具

記

1. 報告書の様式

・帳票類は山整振ホームページ(新着情報4月15日付)に掲載してあります。
また、報告書様式は山口県のホームページ※からも入手できます。

※山口県／廃棄物・リサイクル対策課 > 産業廃棄物処理の手続等・産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等の状況報告

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/12sanpai/manifesto.html>

2. 報告書の提出先 ※報告書は管轄の提出先へ郵送または直接ご提出下さい。

裏面のとおり、各健康福祉センターへ2部（コピー可）

下関市は下関市廃棄物対策課へ1部（コピー可）

3. 記載上の留意事項

・2021年4月1日から2022年3月31日までに交付した紙マニフェストを集計して記載して下さい。

・複数の事業場がある場合には、事業場ごとに作成してください。

・業種欄は日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠します。

整備専門工場は自動車整備業（R89）、自動車の販売と整備を兼ねている事業場は機械器具小売業（I59）と記載して下さい。それ以外の事業場は、日本標準産業分類を参照して下さい。

・産業廃棄物の種類、排出量

廃棄物の種類の区分別、委託業者ごとに集計して下さい。排出量は実際に処理を委託した具体的な量をトン数で記載して下さい。

1トン未満の排出量については、判るものは小数点以下第2位まで記入して下さい。

また、マニフェストが体積表示で記入されている場合には、換算係数を使用して重量を推計して記入して下さい。

<担当：事業課 坂本・白松>

＜産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先＞

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
山口県岩国健康福祉センター (廃棄物・環境指導班)	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827) 29-1524	岩国市・和木町
山口県柳井健康福祉センター (環境薬事班)	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	(0820) 22-3631	柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町
山口県周南健康福祉センター (廃棄物・環境指導班)	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	(0834) 33-6429	周南市・下松市・光市
山口県山口健康福祉センター (廃棄物・環境指導班)	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1	(083) 934-2536	山口市・防府市
山口県宇部健康福祉センター (廃棄物対策班)	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	(0836) 39-9865	宇部市・山陽小野田市・美祢市
山口県長門健康福祉センター (環境薬事班)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	(0837) 22-2811	長門市
山口県萩健康福祉センター (環境薬事班)	〒758-0041 萩市江向531-1	(0838) 25-2666	萩市・阿武町
下関市環境部廃棄物対策課	〒751-0847 下関市古屋町1丁目18-1	(083) 252-7152	下関市

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (2021年度分)

2022 年 月 日

殿

報告者
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、2021年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業 種		
事業場の所在地										
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の氏名 又は名称	運搬先の住所	電話番号 処分受託者の 許可番号	処分受託者の氏名 又は名称	処分場所の住所	
1										
2										
3										
4										
5										

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行なった場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (2021年度分)

2022年 〇〇 月 〇〇 日

山口県知事
(下関市は下関市長)

下関市の事業場は下関市長宛になる。

殿

報告者 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 山口県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 株式会社〇〇自動車 代表取締役〇〇〇〇
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

捺印は特に必要ありません。

manifestoに記載してある産廃について、事業場ごとに2022年度分の集計をして下さい。
6月30日までに管轄の保健所等へ提出して下さい。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、2021年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

兼業の場合は産廃排出に係る主な業種を記載

事業場の名称		株式会社 〇〇自動車 △△営業所				業 種	自動車整備業		
事業場の所在地		山口県△△市△△町△△丁目△番△号				電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	1	2	035〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	(株)〇〇産廃運送	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号	〇〇〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	◇◇リサイクル(株)	運搬先の住所と同じ
2	金属くず	2	6	035〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	契約書記載の収集・運搬業の許可番号記載(不明の場合は委託業者へ確認して下さい。)	〇〇〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	契約書記載の処分業の許可番号記載(不明の場合は委託業者へ確認して下さい。)	運搬先と処分場所は同一の場合が多い。 ※中間処分を経て最終処分されるものは中間処分場の住所を記載。
3	廃油	1.17	5	035〇〇〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	△△油脂(株)	〇〇〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	△△油脂(株)	運搬先の住所と同じ
4	汚泥	0.50		035〇〇〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	△△油脂(株)	△△県△△市〇〇町〇番〇号	〇〇〇〇〇〇〇〇 (10桁又は11桁の番号)	△△油脂(株)	運搬先の住所と同じ

※運搬業者が積替え又は保管をする場合、搬入先と処分場所の住所が異なる。

manifesto控又は契約書により記載(不明の場合は委託業者へ確認して下さい。)
運搬業者が搬入する目的地となる場所。

換算係数使用の計算例
廃油排出量 1300kgの場合
1300kg × 0.9(換算係数) = 1170kg = 1.17t

- 備考
- この報告書は前年4月1日から3月31日までの期間について提出すること。
 - 同一種類のものでも複数の事業場に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の委託先がある場合には委託先業者ごとに記載すること。
 - 委託先業者ごとに記載すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行なった場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

※ 報告書1枚に記載しきれない場合には、別紙で添付することが必要になります。
(別紙の添付様式も定められていますので必要な方は振興会事業課までご連絡下さい。 ※県HPからも様式は入手可能です。)

事業場の名称										業 種	
事業場の所在地		電話番号									
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所		

備考

- 1 この別紙は報告書（様式第三号）で記入欄が足りない場合に使用すること。
- 2 事業場の名称には、元となる報告書（様式第三号）と同じ名称を記載すること。

別紙

報告年度

年度

別紙番号 1/1

事業場の名称									
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の氏名 又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の氏名 又は名称	処分場所の住所

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行なった場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

※報告書1枚に記載しきれない場合には、この別紙をコピーして使用して下さい。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の種類と体積から重量への換算係数(参考値)

産業廃棄物		換算係数 (環境省通知より)
燃え殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど	1.14
汚泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの	1.10
廃油	潤滑油、洗浄油などで不要になったもの	0.90
廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などの酸性廃液	1.25
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などのアルカリ性廃液	1.13
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど	0.35
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る)、紙製造業、製本業、出版業などから排出される	0.30
木くず	建設業に係るもの(紙くずに同じ)、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの	0.55
繊維くず	建設業に係るもの(紙くずに同じ)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から排出されるもの	0.12
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥の処理時に排出される固形状の不要物	1.00
ゴムくず	天然ゴムくず	0.52
金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど	1.13
ガラスくず等	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず	1.00
鋳さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい(スラグ)、キューポラのノロ、ボタなど	1.93
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片その他これに類する不要物	1.48
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿	1.00
動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体	1.00
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの	1.26
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記に掲げる産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物など)	1.00
特別管理産業廃棄物		
引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	0.90
引火性廃油(有害)	上記+判定基準を超過する有害物質を含むもの	0.90
強酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃液	1.25
強酸(有害)	上記+判定基準を超過する有害物質を含むもの	2.25
強アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃液	1.13
強アルカリ(有害)	上記+判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.13
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液、血液の付着した注射針、採血管など)病院、診療所、衛生検査所、感染性病原体を取り扱う施設であって助産所、獣医診療施設、医学、歯学、薬学、獣医学に係る試験研究機関等から発生したもの	0.30
PCB等	PCBを含む廃油、PCB汚染物、PCB処理物	0.90
廃石綿等	石綿除去事業により撤去されたアスベスト等	0.30
指定下水汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
鋳さい(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.93

燃え殻(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.14
廃油(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	0.90
汚泥(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
廃酸(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.25
廃アルカリ(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.13
ばいじん(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.26
13号廃棄物(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.00
一体不可分で排出される産業廃棄物		
建設混合廃棄物		0.26
廃電気機械器具		1.00

上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/立米)。

この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

その他、電子マニフェストを利用する際の詳細な換算係数が、(財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページに(http://www.jwnet.or.jp/jwnet/tuuchi_080115_betten2.pdf)掲載されています。